

令和6年度 第3回丹波市介護保険事業運営協議会次第

と き 令和7年3月27日（木）午後2時～

ところ 丹波市役所第2庁舎 2階 ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項

- (1) 介護サービス事業所の指定更新申請について . . . 資料 No. 1
- (2) 地域資源等情報把握システムの導入について . . . 資料 No. 2
- (3) 高齢者補聴器購入費助成事業について . . . 資料 No. 3
- (4) 要介護認定等業務の外部委託（R7～R9）について . . . 資料 No. 4

4. 協議事項

- (1) 丹波市の要介護・要支援認定者と介護サービス等利用について . . . 資料 No. 5

5. その他

- (1) 令和7年度介護保険事業運営協議会の開催について

6. 閉 会

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no text or other markings on the paper.

指定更新申請の概要

項目	内容	備考・詳細
事業所の名称	デイサービスセンターなごみ	
事業の種類	地域密着型通所介護	
指定更新予定日	令和6年12月1日	当初指定年月日：平成18年12月1日
申請者・代表者	株式会社なごみ 代表取締役 三方 博文	
事業所の所在地	丹波市氷上町三方1061番地 2	氷上町西地区
利用定員	12人	
管理者	フジ 藤井 シン 満義 年齢64歳 常勤	
従業員の職種・員数	管理者兼生活相談員：常勤1人 生活相談員：非常勤1人 介護職員：常勤1人、非常勤1人 看護職員兼機能訓練指導員：非常勤6人 実人員：管理者以下 10人	
営業日	月曜日から土曜日	
営業時間 (サービス提供時間)	午前8時30分から午後5時30分 (午前8時45分から午後3時50分)	
その他の費用	運営規程のとおり	
通常の実施地域	丹波市	

指定更新申請の審査＜介護保険法第78条の2第4項＞

項目	審査状況	適否
申請者要件① (法人であること)	株式会社	適
申請者要件② (罰金刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件③ (指定取消、廃止等から5年経過)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件④ (申請前5年に不正・不当行為なし)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件① (禁固刑以上の刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件② (申請要件②③④の法人役員でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
人員基準	管理者、生活相談員、機能訓練指導員資格要件 看護職員又は介護職員の人員・従事要件	適
設備基準	食堂・機能訓練室面積要件(3㎡×利用定員)	適
運営基準	運営規程の確認	適

指定更新申請の概要

項目	内容	備考・詳細
事業所の名称	ひまわりの里	
事業の種類	地域密着型通所介護	
指定更新予定日	令和7年3月1日	当初指定年月日：平成19年3月1日
申請者・代表者	株式会社向日葵医整会 代表取締役 野元 進	
事業所の所在地	丹波市市島町下竹田103-18	
利用定員	10人	
管理者	野元 進 年齢53歳 常勤	
従業員の職種・員数	管理者兼機能訓練指導員：常勤1人 生活相談員：常勤1人 介護職員：常勤1人、非常勤1人 看護職員：常勤1人 実人員：管理者以下 5人	
営業日	月曜日から土曜日	
営業時間 (サービス提供時間)	午前8時30分から午後4時30分 (午前9時から午後4時5分)	
その他の費用	運営規程のとおり	
通常の実施地域	丹波市	

指定更新申請の審査＜介護保険法第78条の2第4項＞

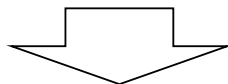
項目	審査状況	適否
申請者要件① (法人であること)	株式会社	適
申請者要件② (罰金刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件③ (指定取消、廃止等から5年経過)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件④ (申請前5年に不正・不当行為なし)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件① (禁固刑以上の刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件② (申請要件②③④の法人役員でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
人員基準	管理者、生活相談員、機能訓練指導員資格要件 看護職員又は介護職員の人員・従事要件	適
設備基準	食堂・機能訓練室面積要件(3㎡×利用定員)	適
運営基準	運営規程の確認	適

地域資源等情報把握システムの導入について

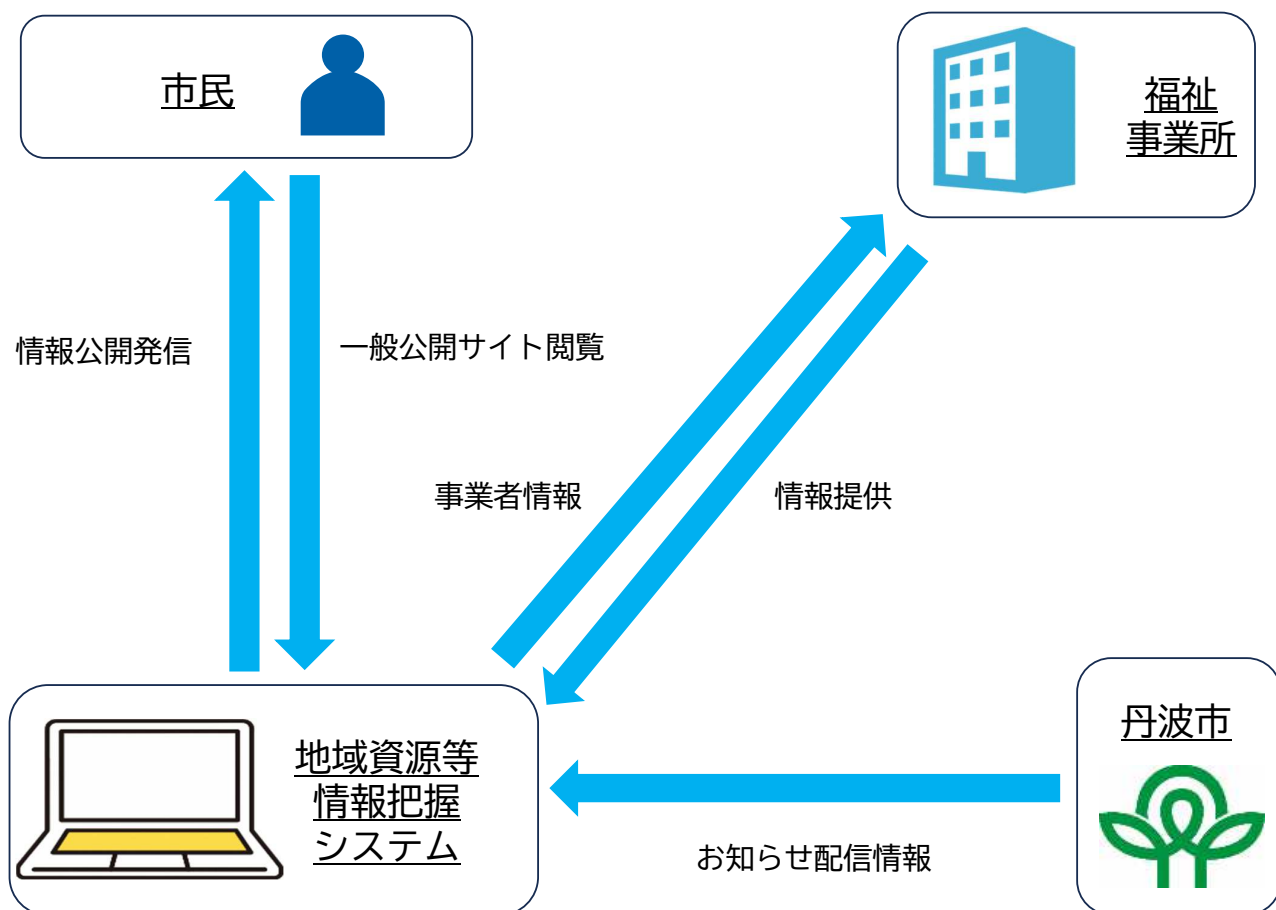
丹波市の課題

- 介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等の基本情報（サービス種別、所在地、連絡先等）は、市のホームページに掲載しているが、民間の有料サービスや地域資源情報（支援団体や自治会等における支援活動、近隣住民によるボランティア等）については情報発信ができていない。
- 地域資源情報を一体的に把握することができない。
- 介護支援専門員、相談支援専門員が、利用者のサービス調整を行う際には、その都度、空き情報を直接サービス事業所へ電話連絡により問い合わせを行っており、サービス調整に相当の時間を要している。
- 福祉サービス事業所の利用状況等の情報把握については、介護支援専門員、相談支援専門員が各施設に確認し計画作成を行っている。
- 国、県及び市から福祉事業所へ発出する情報についても、その都度、市から福祉事業所宛に電子メールや資料を郵送する等の手段で伝達しているが、頻繁に発出される諸々の情報が適切かつ正確に伝わっているか確認ができていない。

このような課題を解決する手段として
「地域資源等情報把握システム」を導入



- 市民や福祉サービス事業所の職員が、介護など支援に必要な地域資源の情報を簡単に検索し、情報を得ることが可能。
- 地域資源情報の共有化が図られ、利用者に対し生活課題に合った福祉サービスの提供ができる。
- 定期的な利用状況(空き状況)の更新により、迅速なサービス調整が行え、支援者の業務負担の軽減につながる。
- 国、県及び市から福祉事業所へ発出する情報も掲載でき、閲覧状況の把握ができる。



システム導入に向けてのスケジュール案

- 令和7年7月 業者選定
- 8月～11月
システム構築
情報収集並びにシステム説明会
- 12月 システム運用開始

丹波市高齢者補聴器購入費助成事業(案)

～補聴器の購入費用の一部を補助します～

1 対象者

次の(1) から(5)のすべてに当てはまる方が対象です。

- (1) 市内に住所がある 65 歳以上の方
- (2) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の中等度難聴で、身体障害者手帳の交付対象にならない方
- (3) 耳鼻咽喉科治療で聴力改善が見込めない方
- (4) 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明（丹波市指定の医師意見書）を受けた人
- (5) 過去 5 年以内にこの事業による補助を受けたことがない方

2 助成内容

助 成 額	両耳片耳問わず 上限 3 万円 ※補聴器の購入費が 6 万円に満たない場合はその 1/2 の額です。
助 成 対 象 となるもの	管理医療機器としての補聴器本体と付属品
助成対象外 の 項 目	(1)集音器 (2)診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等 (3)レンタル、故障、メンテナンス等 (4)申請前に購入されたもの
申 請 期 限	交付決定日から 3 か月以内に補聴器を購入し、申請年度の 3 月 31 日までに丹波市介護保険課へ助成金の請求をしてください。

3 必要書類

- (1) 高齢者補聴器購入費助成事業 申請書 様式 1
- (2) 高齢者補聴器購入費助成事業 意見書（医師が作成） 様式 2
- (3) 補聴器の購入に係る見積書（型番の記載が必要）

※補聴器の購入前には耳鼻科への受診を受け、市へ補助申請が必要となります。
補助の決定が出る前に購入された補聴器は補助対象外です。



問い合わせ先

丹波市福祉部介護保険課地域支えあい推進係
〒669-3602 丹波市氷上町常楽 211 番地
電話：0795-88-5267
FAX：0795-88-5283

4 申請から購入までの流れ

(1)	耳鼻科を受診（専門医師の診察・検査を受ける） 耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められ、購入される際は（丹波市指定の医師意見書）の作成を依頼してください。
(2)	補聴器販売店で見積書を作成 補聴器販売店で購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成。 ※(4)の「交付決定通知書」が市から届くまでは補聴器を購入しないでください。 ※見積書に型番の記載がない場合は、購入予定の補聴器の型番がわかる書類（カタログ等）も受け取ってください。
(3)	助成の申請 表面記載の必要書類(1)から(3)を市へ提出（郵送可）
(4)	丹波市介護保険課から「交付決定通知書」と「請求書」が送付される。
(5)	助成が認められた場合、補聴器を購入 (2)の補聴器販売店で補聴器を購入し、領収書を受け取ってください。 ※宛名は申請者本人に限ります。
(6)	助成金の請求 「領収書」と「請求書」を市へ提出してください。 見積書と領収書の金額が異なる場合は、再度助成額の審査を行い訂正した「請求書」が送付されますので、市へ提出してください。 ※申請期限：交付決定された年度の3月31日まで
(7)	丹波市から申請者本人名義の指定口座に助成金が振り込まれます。

5 市内で意見書の作成が依頼できる医療機関（※予約をしてから受診してください。）

病 院		診 療 所	
兵庫県立丹波医療センター		医療法人社団 丹羽耳鼻咽喉科	
電 話	0795-88-5200（代表）	電 話	0795-73-3387
受付時間	月～水、金曜日 8:30～11:00 木曜日 8:30～10:30	診察日時	月～金曜日 9:00～11:00 16:00～18:00 ※木、土曜日は午前診のみ（予約制）
診察日時	月～金曜日 ※月、水曜日は午後診のみ	補聴器外来	火曜日のみ（完全予約制）
補聴器外来	月曜日のみ 14:00～16:00 （完全予約制）	住 所	丹波市柏原町柏原 3053-3
住 所	丹波市氷上町石生 2002-7	医療法人三医会 三井庄 細見医院	
電 話	0795-82-7534（代表）	電 話	0795-75-0030
診察日時	火曜日 9:00～10:30 土曜日 9:00～11:30	診察日時	月、水曜日 15:00～18:30
		専門外来	火、金曜日 8:30～11:30 第2、4土曜日 9:30～11:00
住 所	丹波市氷上町絹山 513	住 所	丹波市春日町上三井庄 557

丹波市要介護認定等業務の外部委託（R7～R9）について

1 業務名

丹波市要介護認定等業務

2 外部委託する内容

要介護認定等に係る申請書の受付・記入漏れの確認、システム入力等外部委託可能な業務

- ① 要介護認定等業務に係る窓口対応、電話対応
- ② 要介護認定申請書の受付・記入内容のチェック
- ③ 要介護認定調査票・意見書作成依頼・不備内容確認
- ④ 認定審査会開催準備（資料作成、資料発送）
- ⑤ 住宅改修・福祉用具購入・高額介護サービス費申請書の受付・記入内容のチェック
- ⑥ 介護給付費通知発送 他

3 契約期間

令和7年1月10日～令和10年3月31日

ただし、令和7年1月11日～令和7年3月31日 準備期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日 委託業務実施期間

4 委託業者の選定方法

複数業者の競争による随意契約

5 契約者名

株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター

6 スケジュール

時期	内容
令和7年1月10日	契約締結
令和7年1月11日～令和7年3月31日	委託業務実施に向けた準備開始
令和7年4月1日～令和10年3月31日	委託業務開始

丹波市の要介護・要支援認定者と介護サービス等利用について

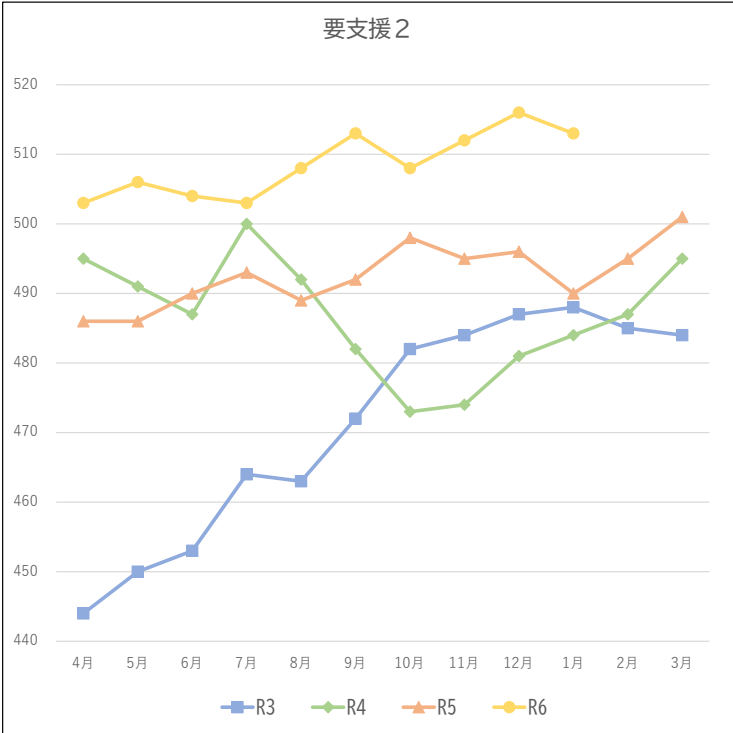
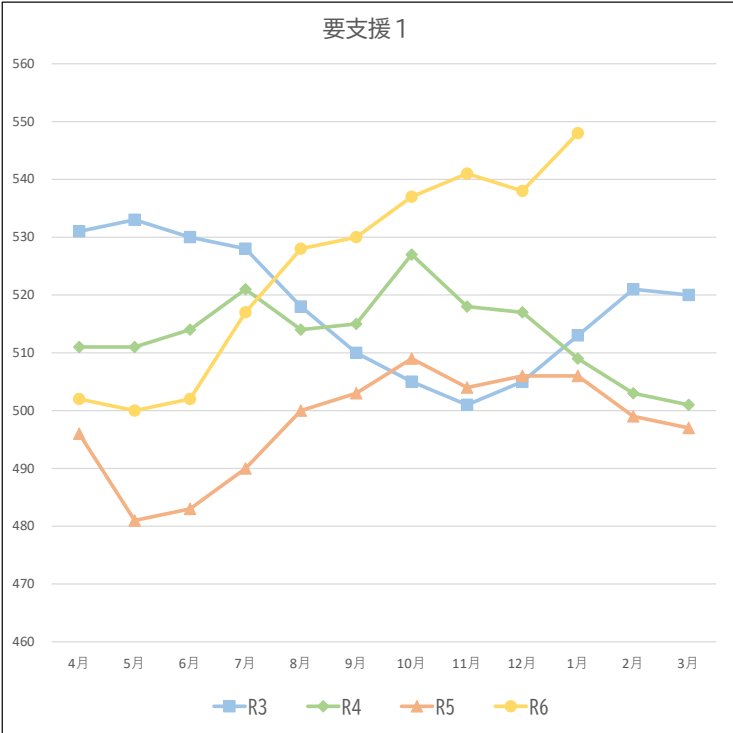
丹波市の現状

丹波市の要介護・要支援認定者数は増加しているが、居宅介護支援費等のケアプラン作成にかかる給付費は減少傾向にある。介護認定は受けているが、サービスは利用していない被保険者が一定数はいる。（P14参照）

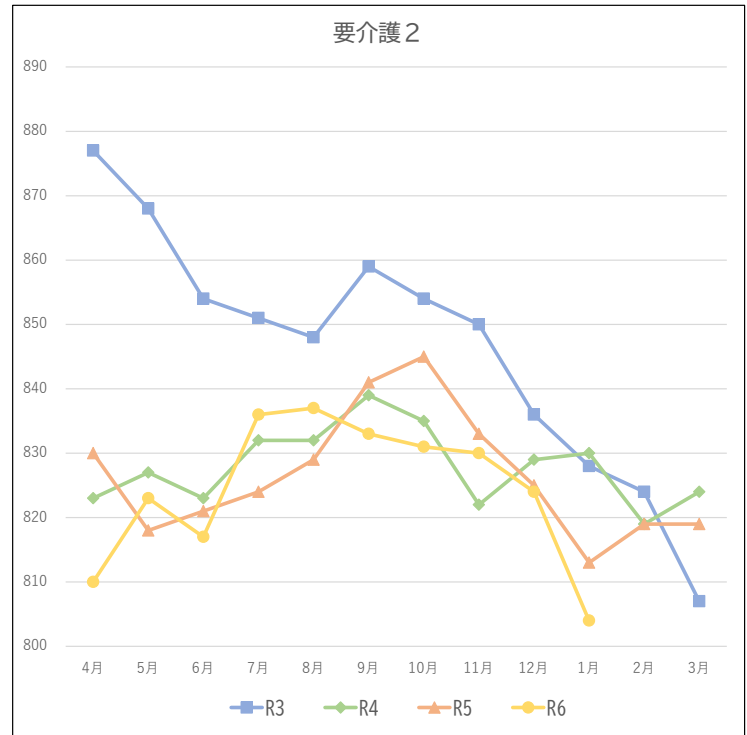
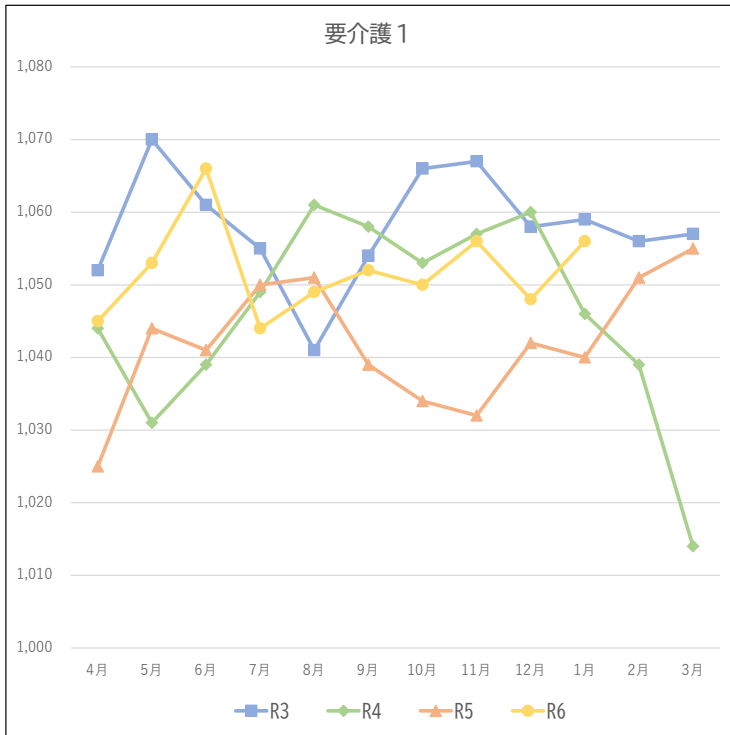
		令和4年 3月末	令和5年 3月末	令和6年 3月末	令和7年 1月末時点
認定者数	(人)	4,478	4,414	4,446	4,506
認定者数（要支援1）	(人)	520	501	497	548
認定者数（要支援2）	(人)	484	495	501	513
認定者数（要介護1）	(人)	1,057	1,014	1,055	1,056
認定者数（要介護2）	(人)	807	824	819	804
認定者数（要介護3）	(人)	710	697	699	715
認定者数（要介護4）	(人)	571	571	578	586
認定者数（要介護5）	(人)	329	312	297	284

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」

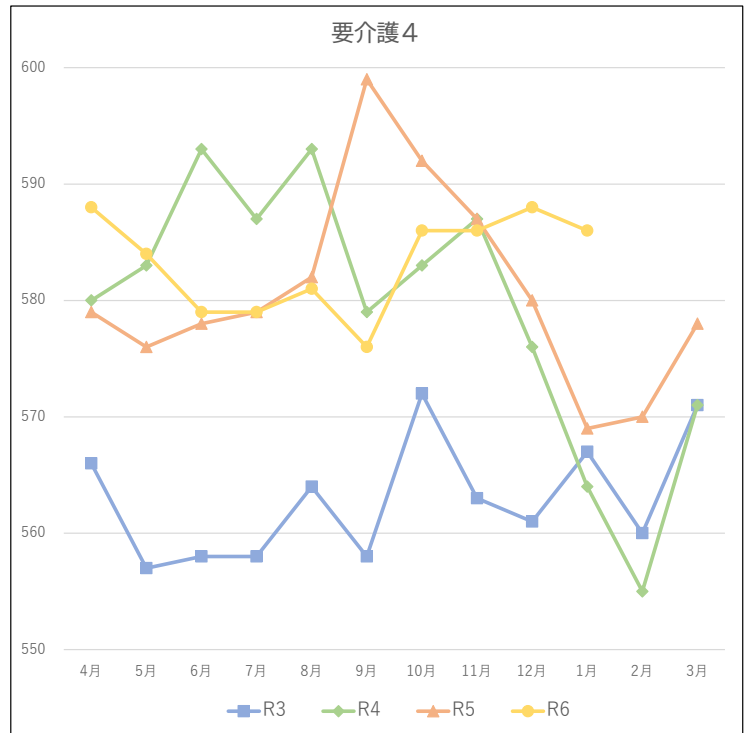
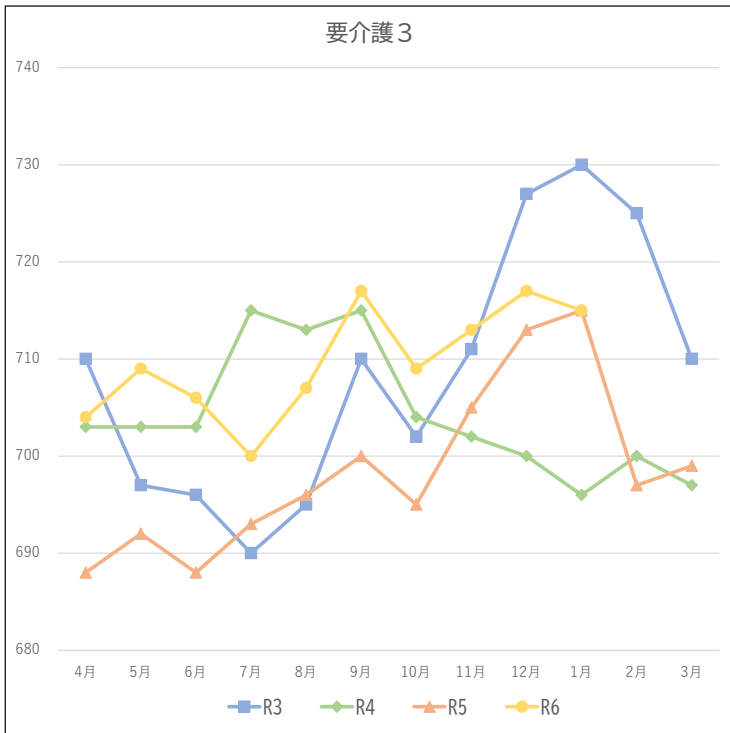
介護度別の認定者数（令和3年4月～令和7年1月まで）



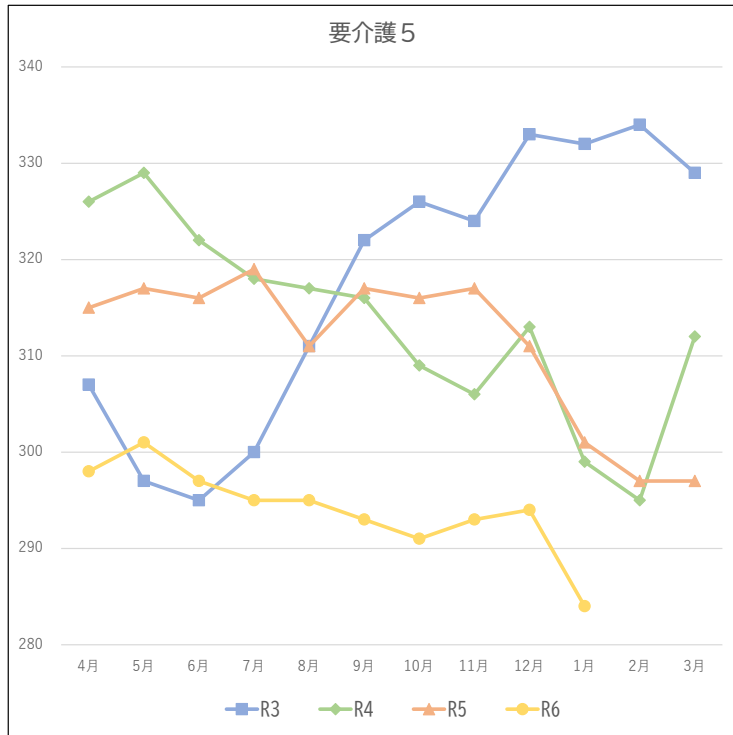
介護度別の認定者数（令和3年4月～令和7年1月まで）



介護度別の認定者数（令和3年4月～令和7年1月まで）



介護度別の認定者数（令和3年4月～令和7年1月まで）



介護度別の認定者数は、月により変動はあるものの、年度末時点では、要支援1、2、要介護1、3、4の認定者は増加しており、要介護2、5の認定者は減少している。

直近の6年度では、要支援1、2の認定者の増加が大きく、要介護5の認定者が減少となっており、軽度の認定者の増加していることが分かる。

居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの状況

令和3年度から令和6年度までを件数、給付費で比較すると、居宅介護支援は減少しているが、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントは増加傾向にある。

居宅介護支援件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
R3	2,169	2,170	2,133	2,145	2,102	2,118	2,143	2,162	2,148	2,131	2,118	2,086	25,625
R4	2,120	2,117	2,102	2,126	2,115	2,087	2,087	2,095	2,135	2,073	2,009	1,996	25,062
R5	2,118	2,065	2,047	2,155	2,072	2,056	2,098	2,099	2,060	2,091	2,057	2,018	24,936
R6	2,041	2,036	2,030	2,175	2,019	1,992	2,028	2,052	2,055	2,033	2,010		22,471

↓
減少

介護予防支援件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
R3	424	425	419	438	430	422	435	427	428	443	432	457	5,180
R4	452	454	452	435	453	453	444	435	430	426	417	425	5,276
R5	429	418	428	424	428	420	417	422	418	433	423	416	5,076
R6	418	424	425	431	436	440	445	444	463	470	458		4,854

↑
増加

介護予防ケアマネジメント件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
R3	408	403	429	430	421	433	443	445	443	438	420	416	5,129
R4	427	418	417	428	418	407	410	433	435	417	431	429	5,070
R5	417	419	428	423	416	438	449	450	448	439	441	441	5,209
R6	434	450	450	441	438	456	455	461	434	420			4,439

↑
増加

居宅介護支援費（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
R3	31,207	31,700	31,072	31,318	30,673	30,923	31,307	31,581	31,694	31,546	31,410	30,900	375,331
R4	31,278	31,230	30,925	31,481	31,178	30,690	30,787	30,962	30,475	30,403	29,346	29,220	367,975
R5	31,107	30,049	29,995	30,804	29,753	29,766	30,535	30,466	30,006	30,665	30,009	29,350	362,505
R6	29,840	30,249	30,101	30,391	30,056	29,673	29,947	30,484	30,376	30,110	29,569		330,796

↓
減少

介護予防支援費（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
R3	1,860	1,910	1,878	1,980	1,933	1,883	1,967	1,915	1,917	1,989	1,913	2,065	23,210
R4	2,013	2,035	2,007	1,929	2,047	2,032	1,993	1,941	1,932	1,908	1,848	1,899	23,584
R5	1,922	1,879	1,914	1,894	1,916	1,861	1,857	1,885	1,879	1,975	1,880	1,862	22,724
R6	1,873	1,946	1,915	1,937	1,984	1,981	2,003	2,020	2,116	2,138	2,061		21,974

↑
増加

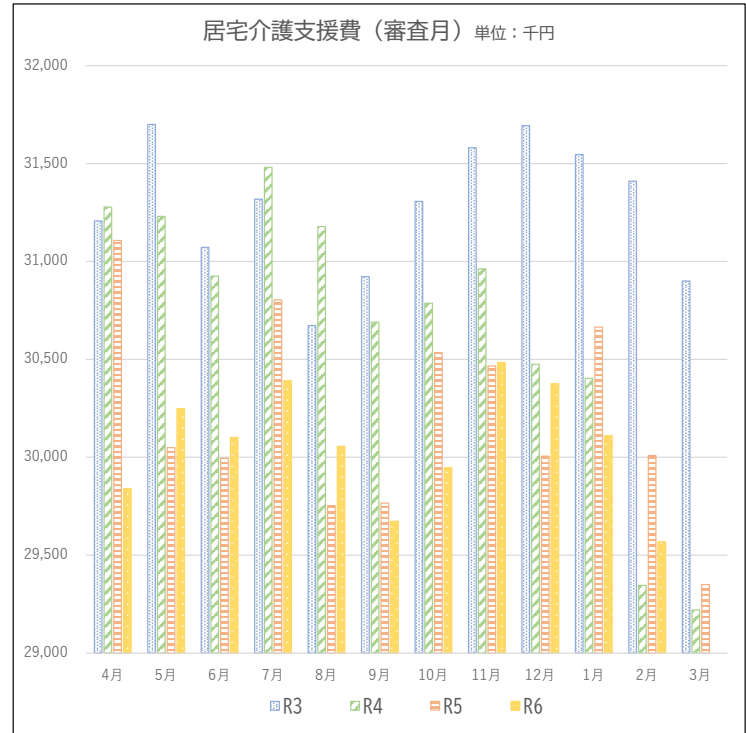
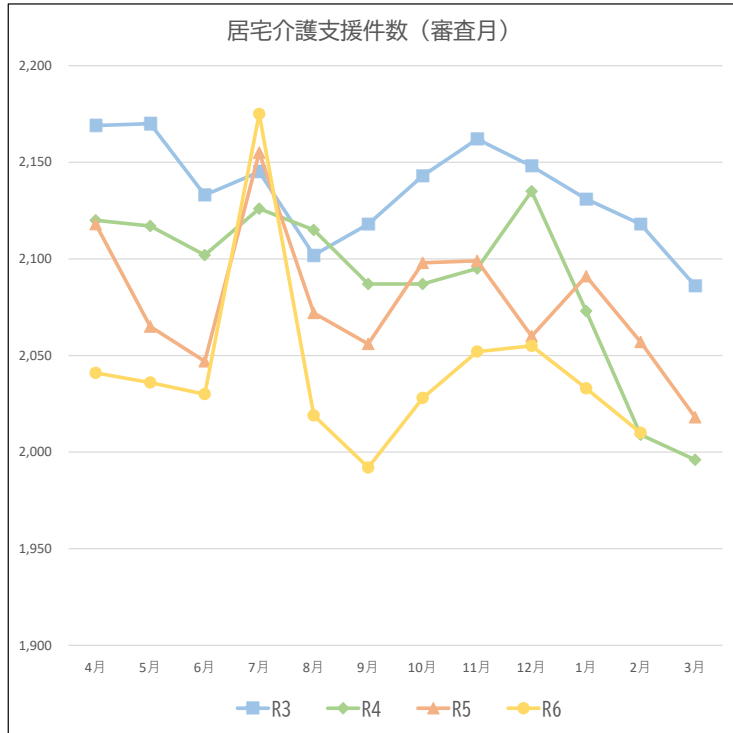
介護予防ケアマネジメント費（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
R3	1,042	1,104	1,057	1,116	1,113	1,097	1,114	1,124	1,144	1,060	1,109	1,043	13,123
R4	1,011	1,005	1,005	995	1,058	1,023	1,022	1,030	1,095	1,065	1,069	1,102	12,480
R5	1,096	1,059	1,077	1,064	1,045	1,051	1,098	1,123	1,118	1,134	746	1,447	13,058
R6	1,100	1,196	1,174	1,228	1,144	1,105	1,184	1,123	1,144	1,146			11,544

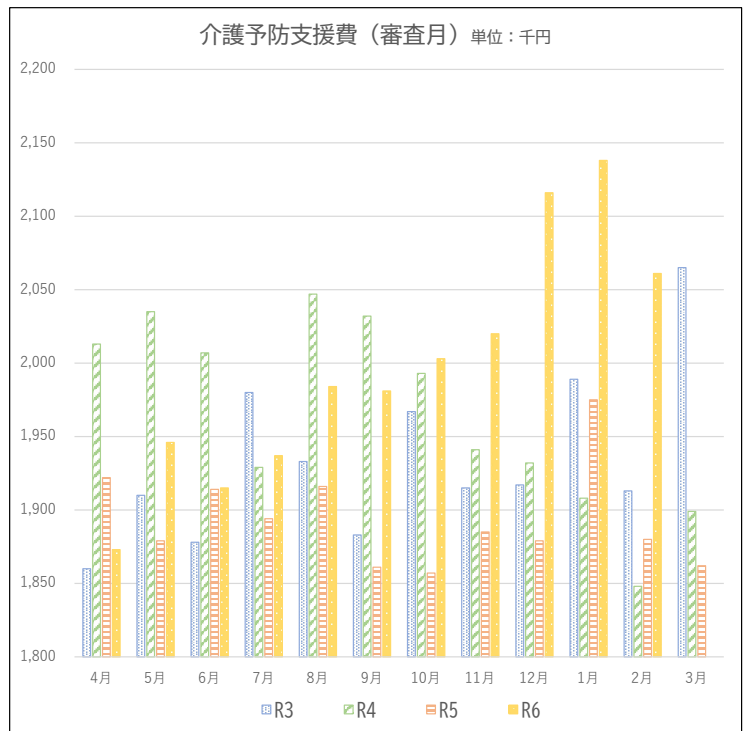
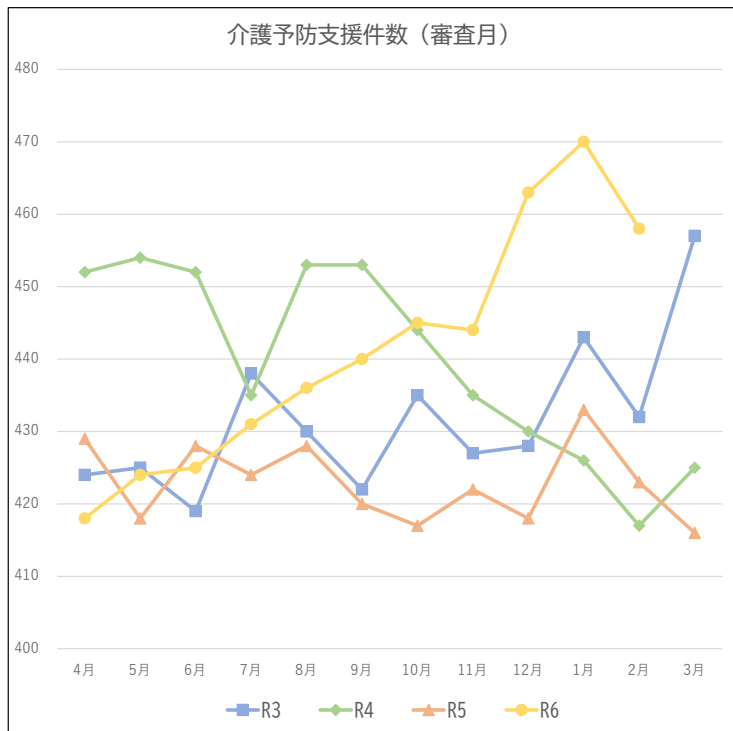
↑
増加

（出典）兵庫県国民健康保険団体連合会「介護給付費等請求額通知書」

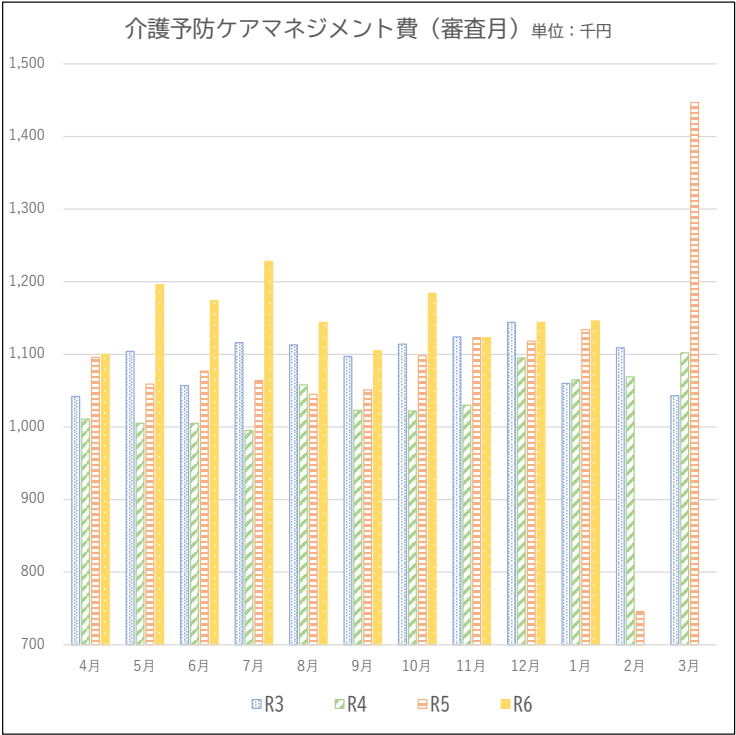
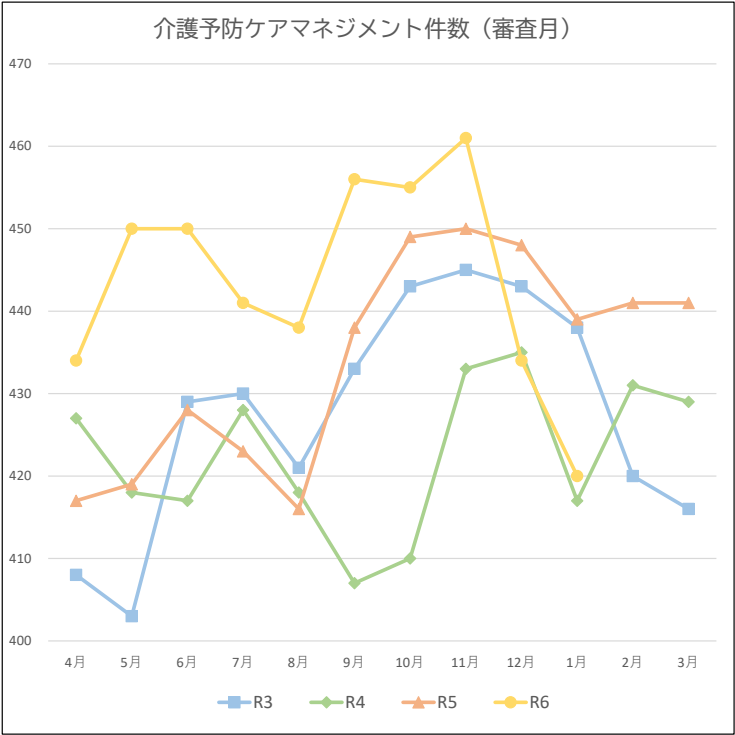
居宅介護支援の件数と給付費



介護予防支援の件数と給付費



介護予防ケアマネジメントの件数と給付費

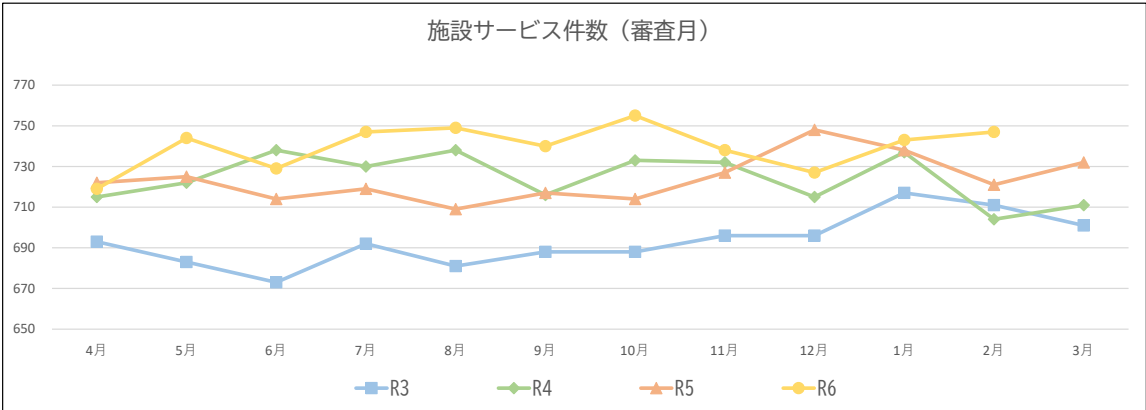


施設サービス件数

施設サービスの利用者は毎年増加しており、令和3年度と令和6年度を比較しても、増加率が最も高い月（8月）では10%、低い月（1月）でも3.6%の増加となっている。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	693	683	673	692	681	688	688	696	696	717	711	701
R4	715	722	738	730	738	716	733	732	715	737	704	711
R5	722	725	714	719	709	717	714	727	748	738	721	732
R6	719	744	729	747	749	740	755	738	727	743	747	

（出典）兵庫県国民健康保険団体連合会「介護給付費等請求額通知書」



介護サービス等未利用者数について

介護サービス等の利用は、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づきサービス提供が行われる。居宅介護支援費、介護予防支援費、介護ケアマネジメント費は、ケアプラン作成等に係る給付費となる。また、施設入所者については、施設に配置されているケアマネジャーが同様のサービスを行っている。

したがって、介護認定者数から居宅介護支援費等の件数を差引いた分が、介護サービス未利用者数と考えることができる。

介護サービス未利用者数

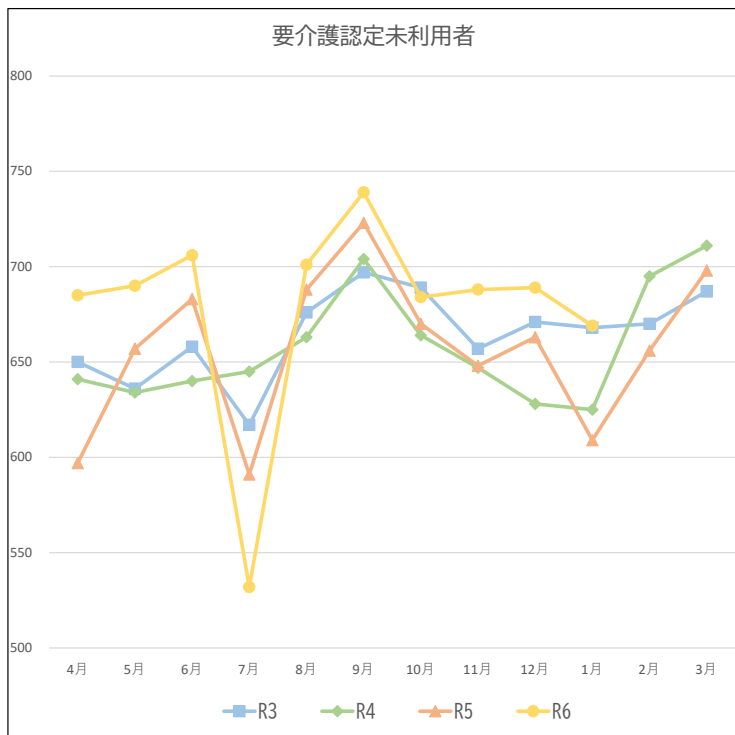
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	650	636	658	617	676	697	689	657	671	668	670	687
R4	641	634	640	645	663	704	664	647	628	625	695	711
R5	597	657	683	591	688	723	670	648	663	609	656	698
R6	685	690	706	532	701	739	684	688	689	669		

介護予防サービス未利用者数

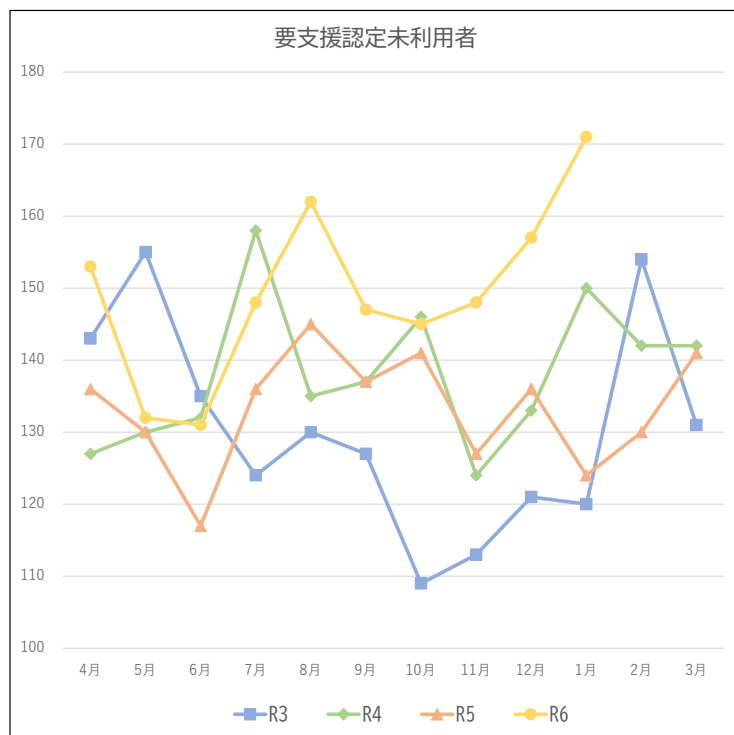
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3	143	155	135	124	130	127	109	113	121	120	154	131
R4	127	130	132	158	135	137	146	124	133	150	142	142
R5	136	130	117	136	145	137	141	127	136	124	130	141
R6	153	132	131	148	162	147	145	148	157	171		

介護サービス等未利用者数の状況

要介護認定未利用者



要支援認定未利用者



丹波市の介護認定者数と介護サービス等利用の状況は・・・

- ・ 要支援認定者数の増加が大きい
- ・ ケアプラン件数及び給付費については、居宅介護支援が減少しており、介護予防支援、介護ケアマネジメントは増加している
- ・ 施設入所者は毎年増加している
- ・ 介護サービス等を利用していない認定者が要支援で約14%、要介護で約19%存在する

今後は・・・

- ・ 認定更新申請案内時に介護サービス利用等の必要がない場合などは、申請を行わなくてもよいといった周知の徹底が必要
- ・ 要支援認定者が増加しており、軽度の認定者が重度化しない取組みが必要
- ・ 施設入所者が増加しており、介護保険事業計画と介護給付費の動向の注視が必要
- ・ ケアマネジャー1人当たりの件数が約30件となっており、現時点で市内のケアマネジャーが不足して介護サービスに影響が出ている状況とは考えていないが、全国的な人材不足であり対策は必要